

# ありがとうの仕事みっけ！

～「第1回福祉のしごと フォトコンテスト」～ 実施要領

## 1 趣 旨

福祉のしごとは、利用者、家族、地域などの多くの人から“ありがとう”と言われるしごとのひとつです。しかし、関係者以外の人はその瞬間を目にすることは多くはありません。

そこで、小・中・高校生が福祉のしごとのスタッフに出会い“ありがとう”の瞬間を写真に収めて、福祉のしごとの魅力を発信するフォトコンテストを開催します。

## 2 実施主体(福祉のしごとフォトコンテスト実行委員会)

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

## 3 共 催

一般社団法人福祉K t o Y

ありがとうみっけたい！（長野県内学生等有志運営委員会）

## 4 後 援（予定）

長野県 長野県教育委員会 長野県内社協職員連絡協議会

## 5 参加対象

(1)参加者 小学生、中学生、高校生

(2)協力事業所 長野県内の福祉事業所

※高齢、障がい、児童・保育など種別は問いません。

## 6 募集内容

- (1)作品テーマ **ありがとうが聴こえる福祉のしごと**  
(利用者等と一緒にいる場合は、スタッフメインの写真)

### (2)撮影方法・応募作品についての注意事項

- ①応募作品は、デジタルカメラ(スマートフォン・タブレットも可)で撮影した写真で、題名をつけてください。(Jpeg形式で10MB以内に限りませす。)
- ②応募者は、個人・グループを問わず、最大3点の作品まで応募可能
- ③撮影場所は、福祉事業所内に限らず、屋外・利用者宅でもかまいません。
- ④応募作品は、応募者自身で撮影した未発表の作品で、既に発表した写真、出版物・インターネット上に記載されている写真等を転用しての応募はできません。
- ⑤応募作品は、令和5年7月以降に撮影された作品に限ります。
- ⑥公序良俗に反する作品や、非衛生的・健康を害するような作品は審査対象になりません。
- ⑦被写体の方等に、趣旨を伝え承諾を得てください。
- ⑧応募作品の著作権(著作権法「昭和45年法律第48号」27条及び28条に定める権利を含む。)、特許・実用新案、その他一切の権利は、実施主体である長野県社会福祉協議会に帰属します。

### (3)エントリー及び写真の提出

- ①応募方法 次のURL・二次元コードの申込フォームからエントリー  
してください。



<https://x.gd/sCsjp>

- ②締 切 令和5年9月15日(金)

## 7 協力事業所

フォトコンテストの実施にあたり、以下の事項に協力いただける事業所を募集します。

- (1)参加者の受入れ及び事業所内での撮影承諾(7月～9月)
- (2)応募作品の確認(被写体となるスタッフ、一緒に写る利用者本人等の承諾)
- (3)事業所管内の学校等への周知及び参加呼びかけ

## 8 審査・表彰

- (1)審査員 福祉のしごとフォトコンテスト実行委員会が選任する審査員
- (2)表 彰 入賞者は、令和5年11月11日(土)に開催する「信州ふっころフェスティバル2023」(イオンモール松本)において表彰し、あわせて副賞を贈呈します。

## 9 作品の活用

応募作品は、コンテスト事務局（長野県社会福祉協議会）で行う、福祉・介護の魅力を発信する事業において、巡回展等での展示及びホームページ上での福祉介護人材PR事業の一環とした広報に活用します。活用の際には、応募者の氏名やエピソードをいただく予定です。

## 10 問い合わせ先（第1回福祉の仕事 フォトコンテスト事務局）

長野県社会福祉協議会 長野県福祉人材センター内

担当者：鈴木啓太

TEL：026-226-7330 FAX：026-227-0137

E-mail：jinzai@nsyakyo.or.jp